

公安委員会 決 裁 資 料	公安委員会規則の一部を改正する規則について	令和 7 年 5 月 14 日 免 許 管 理 課
1 改正する規則 (1) 運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則 (昭和40年公安委員会規則第22号) (2) 高齢者講習の実施に関する規則 (平成21年公安委員会規則第 9 号) 2 改正の理由 (1) 道路交通法一部改正法の施行に伴い、引用条文の項の追加及び号の繰り上がりとなされたことによるもの。 (2) 刑法等一部改正法の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されるもの。 3 改正の内容 (1) 「法第117条の2の2第12号」→「法第117条の2の2第1項第9号」(不正な手段により免許証等の交付を受けた者に関する罰則規定) (2) 「禁錮」→「拘禁刑」 4 施行期日 公布日から施行する。ただし、拘禁刑に係る改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。 5 経過措置 なし		